

成年後見人材育成研修（委託集合研修）開催要項

2017年度から、成年後見人養成研修の名称、プログラム等が変わりました。

- ① 成年後見制度を活用する社会福祉士会のための「成年後見人材育成研修（委託集合研修）」（認証研修）
- ② ばあとなあ名簿に登録し、受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」

このうち、今回は①「成年後見人材育成研修（委託集合研修）」（4日間）のご案内をいたします。
受講を希望される方は、本要項をご確認の上、お申し込みください。

※権利擁護センターばあとなあ後見人名簿に登録し受任するには、②「名簿登録研修」の修了が必須となります（別途、受講料が必要）。

1. 研修目標 (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
(2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日時・会場 1日目 2024年 8月3日(土) 9時30分～17時40分（ピアザ淡海）
2日目 2024年 9月6日(金) 9時30分～17時00分（ピアザ淡海）
3日目 2024年10月5日(土) 9時30分～17時00分（ピアザ淡海）
4日目 2024年11月2日(土) 9時30分～16時00分（長寿社会福祉センター）

※名簿登録研修 2024年12月予定 9時30分～17時20分
名簿登録研修修了者は、ばあとなあ名簿登録必須（名簿登録料年間10,000円必要）

3. 受講形態 会場での対面（集合）研修

4. カリキュラム（予定） ※研修の詳細は受講決定後に案内します。

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
- (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講対象 下記のいずれかの者で、「6. 受講要件」の全てを満たす者。
(1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
(2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者
(1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
(2) 次に挙げるa～cのいずれかを満たす者
a 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者
b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
c 認定社会福祉士である者
(3) カリキュラムの全課程を出席できる者
(4) 会費の滞納のない者
(5) 滋賀県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認めるもの

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

滋賀県社会福祉士会会員15名 近隣社会福祉士会5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

- 8. 受講費** 50,000円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一旦納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。
※成年後見人材育成研修の受講費です。名簿登録研修には別途受講料が必要です。

- 9. 申込** 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、滋賀県社会福祉士会の事務局に、メール・郵便・FAXのいずれかにてお申し込みください。

◆**申込先** 公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事務局

◆**申込期間** 2024年5月9日（木）～2024年5月30日（木）

期間内に定員を超える申し込みがあった場合は受け付けた申込書類を基に滋賀県社会福祉士会が選考します。

- 10. 受講決定** 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
①受講決定は、主管社会福祉士会である滋賀県社会福祉士会が決定します。
②申込者多数の場合は、受け付けた申込書類を基に滋賀県社会福祉士会が選考します。

11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、6月上旬に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

- 12. 修了要件** 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・事前課題を提出すること
- ・成年後見人材育成研修修了試験に合格すること

13. 研修単位について

（1）日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。

（2）本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

- 14. 主催** 公益社団法人 日本社会福祉士会
主管 公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

問い合わせ先 連絡先	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 事務局（担当：久保） 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内 Tel：077-561-3811 Fax：077-561-3835 Mail：shiga2944@sirius.ocn.ne.jp
---------------	---

申込書の送付先は「所属都道府県社会福祉士会の事務局」です

2024年度 成年後見人材育成研修(委託研修) 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

所属都道府県 社会福祉士会名			
(ふりがな) 申込者氏名			
連絡先住所	〒 _____		
連絡先電話番号			
連絡先FAX番号 (ある場合)			
E-mail (必ず記入下さい)			
受講要件の確認 ※□に■(チェック)を入れてください。 ※要件の全てを満たす必要があります。	<input type="checkbox"/> 会員番号 ※会員番号を記載ください。		※受講要件 1
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録番号		
	*いずれかにチェックの上、基礎課程(基礎研修Ⅲ)については 修了年度を記載ください。		※受講要件 2
	<input type="checkbox"/> 基礎課程(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)を受講済み(修了年度: 年度)		
	<input type="checkbox"/> 旧生涯研修制度共通研修課程を1回以上修了済み <input type="checkbox"/> 認定社会福祉士である		
<input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる		※受講要件 3	
<input type="checkbox"/> 会費滞納はない		※受講要件 4	
その他	※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください。		

- 【申込方法】** 必要事項をご記入のうえ、所属する都道府県社会福祉士会の事務局まで、メール・FAX・郵便のいずれかにてお申込ください。
- 【申込先】** 公益社団法人滋賀県社会福祉士会
- 【申込期間】** 2024年5月9日(木)～5月30日(木)

所属都道府県 社会福祉士会 チェック欄	<input type="checkbox"/> 受講要件(受講要件1, 2, 3)を確認し受講決定を認める。 ※ 受講を認めない場合は、所属都道府県社会福祉士会から受講申込者に、 受講不可の旨を連絡ください。
---------------------------	---

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』（メインテキスト） ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					課題	
						①	②	③	④	⑤		
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者						○	
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○				●
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	60	講義	医師	○	○					
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から理解する。	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○			○	
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○					●
	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	90	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○		○	○		
	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告 解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目5担当講師等	○	○		○			
	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	講義	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○				○	
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○					●
	9 身上保護(身上監護)のための知識	1 身上保護(身上監護)とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○	○		
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上保護(身上監護)の方法を理解する	90	報告 解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目9担当講師等	○	○	○	○	○		
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○			●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○			●
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	60	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○				○	●